要 求 仕 様 書

1　品名及び数量		自動車　1台 新品の自動車で、最新の年式（製造）であり、昭和26年運輸省令第67号（以降の改正分を含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものであること。
2　種別 （車検証の表記）	(1)自動車の種別 (2)用途 (3)自家用・事業用の別 (4)車体の形状	普通又は小型 乗用（主に一般道路走行用に使用する。） 自家用 ステーションワゴン又は箱型（SUV含む）
3　契約の形態及び期間		賃貸借契約　令和9年2月1日から令和14年1月31日まで （走行距離　約10,000km/年）
4　環境対策		北海道グリーン購入基本方針に基づく令和8年度環境物品等調達方針で定める定める排ガス基準を満たしていること。
5　構造等	(1)ドアの数 (2)総排気量 (3)使用燃料 (4)駆動方式 (5)トランスミッション (6)ABS (7)乗車定員 (8)外寸 (9)ボディカラー (10)寒冷地対策	5ドア 1，496cc～2,000cc以内 無鉛レギュラーガソリン（ハイブリッド可） 4輪駆動方式 オートマチック（CVTミッション可） 装備 5人以上 全長4,700㎜以下 ×全幅1,800㎜以下×全高1,900㎜以下 落札決定後、標準色から指定する 寒冷地仕様車
6　装備等		(1)エアコン (2)エアバッグシステム（運転席、助手席） (3)パワーステアリング (4)電動ドアミラー (5)パワーウィンドウ (6)ETC車載器（セットアップ込み） (7)カーナビゲーションシステム（テレビ機能は付けないもしくは無効にすること。永年無料品とすること。社外品可） (8)オーディオ（AM／FMラジオ以上を装備していること（社外品可）） ※カーナビゲーションシステムに同等機能がある場合は不用 (9)時計（オーディオ等で表示される場合は装備とみなす。） (10)バックカメラ及びモニター （モニターはカーナビゲーションシステム又はオーディオと併用可） (11)スペアタイヤ（応急用を含む）又は同等の機能を持つもの (12)ドライブレコーダー（フロント、リア）
7　付属品等 付属品等とは、パンフレット等に標準装備されている品以外で、必要とする品とする。		(1)フロアマット（防水、全席分） (2)夏用タイヤ（4本分）及び夏用ワイパーブレード（フロント、リア）一式 (3)スタッドレスタイヤ（4本分）及びスノーワイパーブレード1式（フロント 、リア）1式 (4)スタッドレスタイヤ用ホイール（4本分）一式 (注)①いずれも新品とし、組替料及びバランス調整を含む。 ②交換時期及び交換回数 ・夏用：令和12年春季1回 ・冬用：令和9年納車時及び令和12年秋季の2回 ただし、破損等によって中途交換した場合の交換時期については、別途協議することとし、この場合にあっても、契約期間中の交換回数は上記を上限とする。 (4)ブレーキオイル交換（車検時） (5)エンジンオイル交換（半年毎） (6)オイルエレメント交換（毎年）
8　車検・整備等	(1)新車登録 (2)車検 (3)法定点検(12ヶ月)	新車登録に係る手続 3年目の1回分（自賠責保険料及び自動車重量税を含む。） 1年目、2年目及び4年目の3回分
9　使用する者の所在		石狩湾新港管理組合 （石狩市新港南2丁目725番地1）
10　賃貸借料に含まれる諸費用		(1)車両代金 (2)環境性能割 (3)リサイクル費用 (4)自動車重量税 (5)自動車税 (6)自動車損害賠償責任保険料 (7)自動車取得税（取得時） (8)新車登録費用（車庫証明・納車費用等含む） (9)上記6・7・8に定める項目に要する費用 (10)契約書第7条第1項に要する修繕費用
11　その他		・自動車の引渡し時において、燃料を給油限度まで給油のうえ、引き渡すものとする